

平成 18 年度予算事業の概要

容器包装 3 R 推進事業（46 百万円）

(1) 容器包装の 3 R 促進に係る表彰事業

優良小売店及び容器包装製造事業者等表彰事業

容器包装の発生抑制・再使用・再生利用（3 R）の観点から、特に先進的な取組を行っている小売業者及び画期的な製品について表彰することで、3 Rに係るトップランナー事業者による自主的取組を一層推進するとともに、その周知を図る。

(ア) 小売店部門

容器包装の 3 R を推進するための先進的な取組を行っており、取組による効果（例えば、レジ袋の削減に向けた取組とその実績（削減量等）、顧客のもったいないバッグ持参率、白色トレイ等の店頭回収量等）が顕著な小売店

(イ) 製品部門

3 R に配慮した画期的な製品設計・素材選択等について、当該技術を用いた容器包装及び当該容器包装を利用した製品を製造・販売している特定容器製造等事業者及び特定容器（包装）利用事業者

容器包装の 3 R に関する消費者への普及啓発活動の優良事例表彰事業

レジ袋等の容器包装の 3 R を推進するためには、行政や事業者による取組だけでは不十分であり、消費者の意識を向上させることにより、行政や事業者による各種取組の効果を一層高めることが不可欠である。

このような現状を踏まえ、地域における N P O、事業者、消費者団体、学校等による消費者に対する普及啓発を一層促進し、消費者の意識を向上させるため、各種普及啓発活動等に積極的に取り組み、具体的な成果を上げている事例に対し、大臣表彰等を実施する。

また、上記表彰者に関する事例を事例集として取りまとめ・周知することにより、3 R に関する先進的な普及啓発活動の全国への普及を図る。

(2) 地域における容器包装の3R推進モデル事業

地域における容器包装の3R推進に係る先進的な取組を促進し、また、その成果を全国に普及させるため、特定地域における市町村、事業者、消費者等の連携による容器包装の3R推進に係る自主的かつ先進的な取組をモデル事業に認定・支援する。

<モデル事業のイメージ>

地域におけるレジ袋の有料化等の実施に係る事業

レジ袋の削減について、自治体、事業者、消費者等が参加する検討会を設置し、地域におけるレジ袋の有料化等の取組の実施及びその効果の検証を行う。

自治体によるリターナブルびんの分別収集に係る事業

自治体によるリターナブルびんの分別収集につき、収集方法が異なるいくつかの自治体において、市町村コスト、回収率、消費者の負担、店頭回収への影響等を調査し、市町村による分別収集の有効性、課題等を検討する。

プラスチック製容器包装のよりきめ細やかな分別収集に係る事業

プラスチック製容器包装のよりきめ細やかな分別収集（例：袋状のPP・PEを別途収集する等）について、収集された容器包装廃棄物や再商品化された商品の品質、消費者の負担、市町村のコスト等について調査し、その有効性、課題等を検討する。

(3) 容器包装リサイクル法施行に係る適正化推進事業

容器包装リサイクル法のシステムに対する信頼性を確保するため、ただ乗り事業者に対する制度の周知徹底、各省連携による取締りの集中的実施等により、ただ乗り事業者の撲滅を目指す。

容器包装3R推進広報事業（56百万円）

容器包装リサイクル法の改正のタイミングを捉え、自治体・事業者・消費者等による取組の連携の重要性について強くPRし、容器包装の3Rを効果的に推進するため、国民各界各層に対し、大臣を先頭とした広報啓発事業を始め、各種メディアを活用した広報事業を実施する（資料5参照）。

改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業（46 百万円）

(1) 分別収集及び選別保管に係る市町村コストの実態調査並びに優良事例調査

分別収集コスト、分別基準適合物の品質がともに優れた市町村の分別収集実態を調査し、優良事例としてとりまとめるとともに、その周知徹底を図る。

(2) レジ袋及びマイバッグ持参に係る実態調査

代表的な地域をいくつか抽出し、レジ袋の辞退率やマイバッグ持参率等の実態を把握し、制度改正の効果を検証する。

(3) リターナブルびんの分別収集及び選別保管に係る実態調査

代表的な市町村におけるリターナブルびんの分別収集・選別保管の実態を把握し、市町村によるリターナブルびんの分別収集・選別保管に係る課題の抽出、促進策等について検証する。

(4) 公共施設におけるリターナブル容器の使用実態調査

公共施設におけるリターナブル容器の使用状況を調査し、これらの施設におけるリターナブル容器の使用促進を図るための基礎資料とする。

(5) 店頭回収・集団回収に係る実態調査

地域における容器包装廃棄物の店頭回収・集団回収に係る実態を調査し、その促進に向けた課題の抽出と方策を検討するための基礎資料等を得る。

(6) 市町村による日本容器包装リサイクル協会を介さない容器包装廃棄物の処理に関する実態調査

海外への輸出や国内の廃棄物処理事業者との直接の契約によるリサイクル等、市町村によるペットボトル等容器包装廃棄物の日本容器包装リサイクル協会を介さない処理に関する実態を調査し、市町村に対し適正処理等に関する指導を行う際の基礎資料とする。また、廃棄物輸出等に係る海外の法制度を調査・整理し、市町村に周知する。

(7) 容器包装廃棄物排出実態調査及び組成分析調査

容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に必要な各種係数に係る基礎調査（容器包装廃棄物排出実態調査及び組成分析調査）を実施するとともに、容器包装廃棄物の排出量を把握し、3R推進のための各種施策の検討の基礎とする。